

マスコットキャラクター使用許可申請書

（ 新規 ・ 変更 ）

平成 年 月 日

全国金魚すくい競技連盟
会長 上田 清 様

（申請者）
郵便番号
住所（所在地）
団体名（名称）
代表者氏名 印
電話番号

下記のとおり全国金魚すくい選手権大会マスコットキャラクターの使用承認を申請します。なお、使用にあたっては全国金魚すくい選手権大会マスコットキャラクターの使用に関する要綱の規定を遵守します。

記

使用キャラクター	
使用目的	
具体的な内容 (製作数量・配布場所・ 広告回数等 詳しく記載)	
使用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日
添付書類	要件確認申出書 使用品の見本等 (企画書や設計図、レイアウト等使用方法がわかるもの)
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： e-mail：

全国金魚すくい競技連盟
会長 上田 清 様

郵便番号

住所（所在地）

団体名（名称）

代表者氏名

印

要件確認申出書

全国金魚すくい選手権大会マスコットキャラクターの使用に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条に基づきキャラクターの使用申請を行うにあたり、私（当団体）は、要綱第5条第2項各号のいずれにも該当しないことを申し出ます。

なお、いずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨届け出するとともに、該当の有無につき疑義が生じた場合には、全国金魚すくい競技連盟（以下「連盟」という。）等の調査につき、協力することに同意し、該当する事が判明した場合には、要綱第12条に基づき許可を取消されることに同意します。

【要綱第5条第2項各号】

- (1) 連盟及び大和郡山市とマスコットキャラクターの信用や品位の失墜に至るおそれのある場合。
- (2) 連盟が認めた関連事業の推進に支障をきたすおそれがある場合。
- (3) 「大和郡山市暴力団排除条例」第2条第1号及び第2号に掲げるものである場合。
- (4) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (5) 特定の個人または団体を後援しているような誤解を与えるおそれのある場合。
- (6) 法令または公序良俗に反する場合、または反するおそれのある場合。
- (7) 社会通念上許可することが不適当と認められる場合。
- (8) その他連盟が許可しないことが適切であると判断した場合。

【大和郡山市暴力団排除条例（第2条抜粋）】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、当該行為が市民等の生活または市内における事業活動に及ぼす不当な影響を排除することをいう。
- (4) 市民等 市民及び市民以外の者で市内に滞在するものをいう。
- (5) 関係団体 法第32条の3第1項の規定により奈良県公安委員会から奈良県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体。